

体罰と子どもの人権

—— 体罰をなくそう ——



平成9年3月

島根県教育委員会

児童の権利に関する条約（抄）

（政府 訳）

第1条

この条約の適用上、児童とは、18歳未満のすべての者をいう。ただし、当該児童で、その者に適用される法律によりより早く成年に達したものを除く。

第19条

- 1 締約国は、児童が父母、法定保護者又は児童を監護する他の者による監護を受けている間において、あらゆる形態の身体的若しくは精神的な暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取（性的虐待を含む。）からその児童を保護するためすべての適当な立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる。
- 2 1の保護措置には、適当な場合には、児童及び児童を監護する者のために必要な援助を与える社会的計画の作成その他の形態による防止のための効果的な手続並びに1に定める児童の不当な取扱いの事件の発見、報告、付託、調査、処置及び事後措置並びに適当な場合には司法の関与に関する効果的な手続を含むものとする。

第28条

- 1 締約国は、教育についての児童の権利を認めるものとし、この権利を漸進的にかつ機会の平等を基礎として達成するため、特に、

（中略）

- (c) すべての適当な方法により、能力に応じ、すべての者に対して高等教育を利用する機会が与えられるものとする。
 - (d) すべての児童に対し、教育及び職業に関する情報及び指導が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとする。
 - (e) 定期的な登校及び中途退学率の減少を奨励するための措置をとる。
- 2 締約国は、学校の規律が児童の人間の尊厳に適合する方法で及びこの条約に従って運用されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。

第29条

- 1 締約国は、児童の教育が次のことを指向すべきことに同意する。
 - (a) 児童の人格、才能並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。
 - (b) 人権及び基本的自由並びに国際連合憲章にうたう原則の尊重を育成すること。

はじめに

平成6年5月に「児童の権利に関する条約」が発効し、子どもの人権に改めて大きな関心が寄せられるようになりました。学校教育においても、子どもの人権を尊重し、一人一人を大切にしたい教育の一層の推進が求められております。次代を担う子どもたちを育てていくための基盤は、何といたっても、人権を尊重する教育の徹底を図ることです。

しかしながら、子どもの人権を侵害する体罰が教育の場で跡を絶たないのが実情で、平成8年12月に文部省が公表した調査・統計によりますと、平成7年度に体罰ではないかと問題にされた事件は全国で846校、件数は1,026件で、発生学校数、発生件数ともに前年度よりも増加しております。

本県におきましても、人権尊重の教育への努力が多くの教職員のみなさんによって推し進められてきておりますが、残念ながらいまだ体罰の根絶には至っておりません。体罰は学校教育法第11条で禁止されているだけでなく、児童生徒の心に癒し難い傷を残し、教育にとって不可欠である教職員と児童生徒や保護者との信頼関係をそこなうものであります。

県教育委員会としましては、現状を真摯に受け止め、体罰根絶に向けての取り組みの一環としてこの指導資料を作成しました。

これを機に、教職員のみなさん一人一人が日頃の教育活動を振り返り、教職員としての在り方を問い直していただくとともに、子どもの人権を尊重した学校教育の在り方を再認識し、体罰根絶に向けて学校をあげて取り組んでいただきたいと思います。

また、すでに県教育委員会が刊行しております『子どもの豊かな成長をめざして—登校拒否の子どもの理解と援助—』（平成6年3月）『ささえあって—いじめの理解と援助—』（平成7年3月）と併せて活用していただき、児童生徒一人一人を大切にしたい教育が一層推進され、魅力ある学校づくりが促進されることを願ってやみません。

平成9年3月

島根県教育委員会教育長

清原茂治

第1章 体罰事件の実態

Q1 これまでの体罰事件にはどのようなものがありますか。

【事例1】

小学校4年生担任の教員は、忘れ物が多く行動が荒っぽい児童に対して、普段から厳しく教諭していました。その日も前日出しておいた社会科の宿題を忘れたため、この際深く反省させようと思い、教室の後ろに30分程度正座させました。

☆30分程度正座をすれば、ほとんどの人は足がしびれ、肉体的苦痛を感じるようになります。明らかに体罰であると判断できます。

この教員の指導には次の点で問題があると考えられます。

宿題忘れを深く反省させるために正座をさせることには、指導の必然性が見いだされません。罰としての正座によって、子どもの積極的な学習意欲が生まれるとは考えられません。子どもが自ら学ぶ気持ちを育てるような手だてを考える必要があります。

【事例2】

小学校のある教員は、日頃から集団規律を厳しく指導していました。運動会の練習の日、校庭に集まる時刻に間に合わなかった3人の児童の顔を平手でたたき、さらに、「もう、運動会に出なくていい。教室に帰れ!」と怒鳴りました。厳しく指導して、集団規律を守らせようとしたのですが、この3人の遅れた理由は、校庭に集合する前に行われた掃除の後始末のためでした。

☆集団規律を厳しく指導する教員にありがちな事例です。どのような理由であろうと、たたいたことは体罰になり、自ら指導力の限界を示したことになります。

さらに、何の理由も聞かれずに、「出なくていい。帰れ!」のような暴言を受けた子どもの心には、大きな傷が残ります。集合時刻に遅れたという現象面だけを捉えるのではなく、その行動の原因や背景を理解して指導できるような心のゆとりが欲しいものです。

【事例3】

中学校の生徒指導を担当しているある教員は、トイレの中で男子生徒3名がたばこを吸っているところを見つけました。日頃から生徒には再三にわたりたばこを吸わないようにと注意を繰り返していたので、ここでは厳しく指導しなければならないと思い、3人に職員室に来るように言いました。ところが、3人ともその場を動こうとはせず、中の一人が「先生には関係ない」などと反抗的な態度をとったため、この教員は思わず平手で顔面を2回殴りつけ、鼻血を出させてしまいました。

☆反抗的な態度をとった生徒が、体罰により一時的に教員に従ったとしても、生徒の心は傷つき、別の機会に再び反抗するかもしれません。

この事件の場合、単に体罰としてだけではなく、暴行罪あるいは傷害罪が成立する可能性が強いと考えられます。これらは非申告罪であり、被害者の訴えがなくても犯罪となります。

暴行と傷害の区別は、それによって生じた生理的機能障害の程度の差として解されており、生理的機能障害が極めて軽微なものが暴行です。どの程度のものが暴行罪とされるか判例を拾ってみると、

- ・人の髪を切ったり剃ったりする行為
- ・肩を押して土間に転落させる行為
- ・同行を拒否するのにその手をつかんで引っ張る行為
- ・数歩手前をめがけての投石行為

などです。さらに、打撃、強圧による充血、たんこぶ、内出血などを生じれば、傷害となります。たとえ、生徒指導を目的としていたとしても、このような行為は犯罪となることを理解しておく必要があります。

【事例4】

夏の暑い日、中学3年のあるクラスで体育の授業をしていたところ、3人の生徒が教員の目をかすめて、校外の自動販売機から清涼飲料水を購入し飲んでいました。これに気付いた教員は、この3人に対し、1周200mの校庭を30周走るように命じました。ところが20周をすぎたあたりから一人の足が遅くなり、ついにその場にしゃがみ込んでしまいました。

これを見た教員は、怠けているのだと思い、さらに走るように命じました。ところが少し駆け出した後、その生徒はその場に倒れて意識を失いました。幸い軽い日射病でしたが、母親から「夏の暑い最中に校庭を30周も走らせることは行き過ぎで体罰に当たる。」と抗議を受けました。

☆授業中に清涼飲料水を購入し、飲んだことを反省させるために、校庭を30周も走らせています。この事件からも指導の必然性が見いだせません。

もとより、懲戒が、究極的には児童生徒自らが行為を反省し、健全な生活態度を取り戻すことを目的としている以上、児童生徒や保護者が懲戒を受ける理由を納得することが大切です。

さらに、体罰とは直接生徒の体に触れるものをいうだけではありません。この事例のように、校庭を走らせることが状況によっては体罰となり得ます。少なくとも一度しゃがみ込んだときに、そばに寄って健康状況を観察するなどの配慮が必要です。

学校教育法に、懲戒と体罰について右のように述べられています。このただし書きで「体罰を加えることはできない。」と定め、懲戒としての体罰を禁止しています。すなわち、我が国の法規定上、教師が児童生徒に対し懲戒を加える必要があったとしても、それは体罰であってはならないとなっているのです。

学校における懲戒は、何よりも教育目標を達成するために、教育上必要と認められるときに、児童生徒の性格、行動、心身の発達状況、問題行動の程度など様々な事情を配慮しながら行わなければなりません。

【学校教育法第十一条】
校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、監督庁の定めるところにより、学生、生徒及び児童に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

【事例5】

高等学校の体育館で行われた全体指導の場において、学級担任を中心に、髪の毛が長く校則に反する生徒を選び出し、体育館から他の生徒とは別に出させました。そのとき、体育館の出口に生徒指導部の教員が電動バリカンを持って待ちかまえ、出てくる生徒の頭をくず箱の上に突き出させ、電動バリカンで額から頭の上にかけて、幅5 cm程度の刈り込みを入れました。

☆一般に、生徒の頭髪について校則で定めるか否かは、本来校長の教育権の裁量にゆだねられていますから、校則で頭髪の長さ等について規定すること自体は直ちに問題となるものではありません。しかし、校則を守らせるために、身体の一部である髪を切る行為は、教育指導上不適切であるというだけでなく、身体侵害に当たり、人権擁護上も許されないところです。この行為は、生徒の意志を無視して強制的に髪を刈り込んだものであり、体罰と認められます。



Q 2 その他、体罰にはどのようなものがありますか。

A教員は、担任するクラスで、教員の言うことを聞かずに騒ぐ者は互いに殴り合いをするということに決め、騒いだ子どもたちに対し、数回にわたり殴り合いを命じました。

B教員は、いくら指導しても給食当番用のマスクを忘れる子どもが減らないため、「今度マスクを忘れたらガムテープをマスク代わりにする。」と提案し、その後の約1か月の間、マスクを忘れた子どもに対し、自ら子どもの口にテープを貼ったり、子ども自身に貼らせたりして給食の配膳をさせました。

C教員は、同級生を叩いたり蹴ったりした子どもを教室の後ろに立たせ、近くに置いてあった道具箱の中から両刃のノコギリを取り出し、揺り動かしながら、子どもの頬約20センチ程に近づけ、「もう二度としてはいけないぞ」とおどしました。

調理実習室で盲学校の子どもの昼食のサンドイッチを作っていたところに、何か欲しいときには「たっちゃんもー。」というのが口癖の子どもが来て、「たっちゃんもー。」と繰り返す言いながら作業の邪魔をしたため、D教員はその子の口の中に胡椒をふりかけました。

昭和24年8月2日付けで、法務府（当時）は「生徒に対する体罰禁止に関する教師の心得」を発表しましたが、その中に体罰に当たるものが具体的に列挙されています。

生徒に対する体罰禁止に関する教師の心得

（法務府発表昭和24年8月2日）

- ① 用便に行かせなかったり、食事時間が過ぎても教室に留め置くことは、肉体的苦痛を伴うから体罰となり、学校教育法に違反する。
- ② 遅刻した生徒を教室に入れず、授業を受けさせないことは、たとえ短時間でも義務教育では許されない。
- ③ 授業時間中怠けたり、騒いだからといって生徒を教室外に出すことは許されない。教室に立たせることは、体罰にならない限り懲戒権内として認めてよい。
- ④ 人の物を盗んだり、こわしたりした場合など、こらしめる意味で、体罰にならない程度に、放課後残しても差し支えない。
- ⑤ 盗みの場合など、その生徒や証人を放課後訊問することはよいが、自白や供述を強制してはならない。
- ⑥ 遅刻や怠けたことによって掃除当番などの回数を多くするのは差し支えないが、不当な差別待遇や酷使はいけない。
- ⑦ 遅刻防止のための合同登校は構わないが軍事教練的色彩を帯びないように注意すること。

こんな指導をしていませんか。

○授業中に居眠りした子どもにチョークを投げつける。



○宿題を忘れた子どもに頭突きをする。



○忘れ物をしないように子どもの手にマジックで書かせる。



○掃除を怠けた子どもの頬をつねる。



○給食指導でむりやり食べさせる。



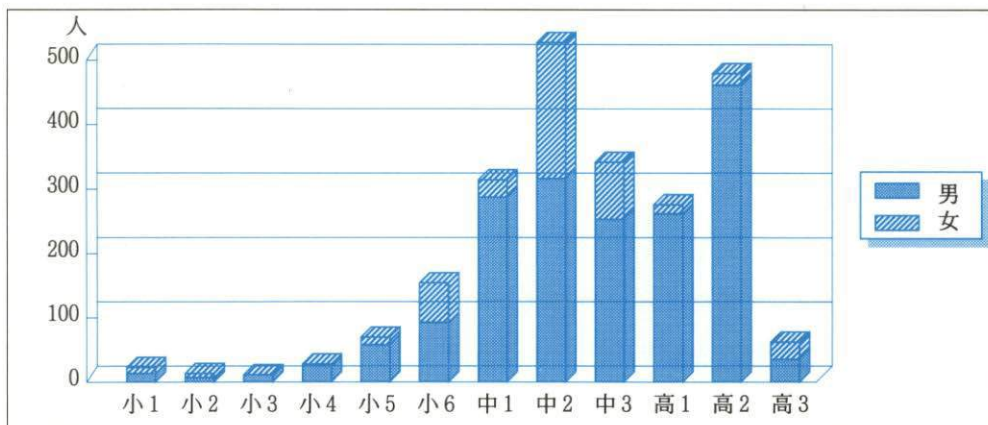
Q 3 体罰の実態と動向を教えてください。

体罰を受けた児童生徒数

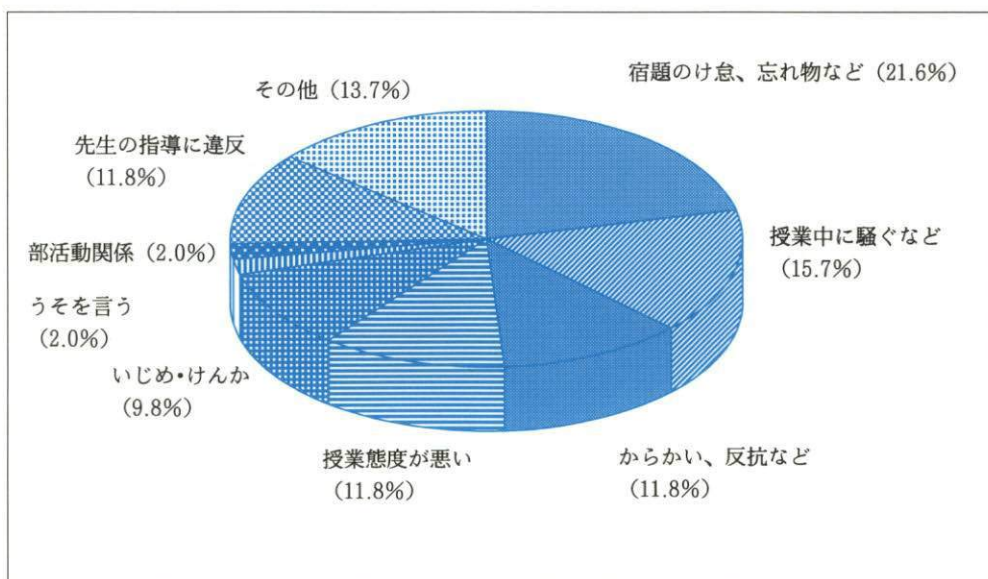
法務省の人権擁護機関が、平成2年～平成4年の3年間に、特別事件として処理した「体罰」事件は全国で311件あり、これらの事件を通してみた体罰の実態は次のとおりです。

体罰の被害者は、2,159人でしたが、そのうち中学生が最も多く、全体の51.5%を占めています。次いで高校生が35.6%、小学生が12.9%の順になっています。

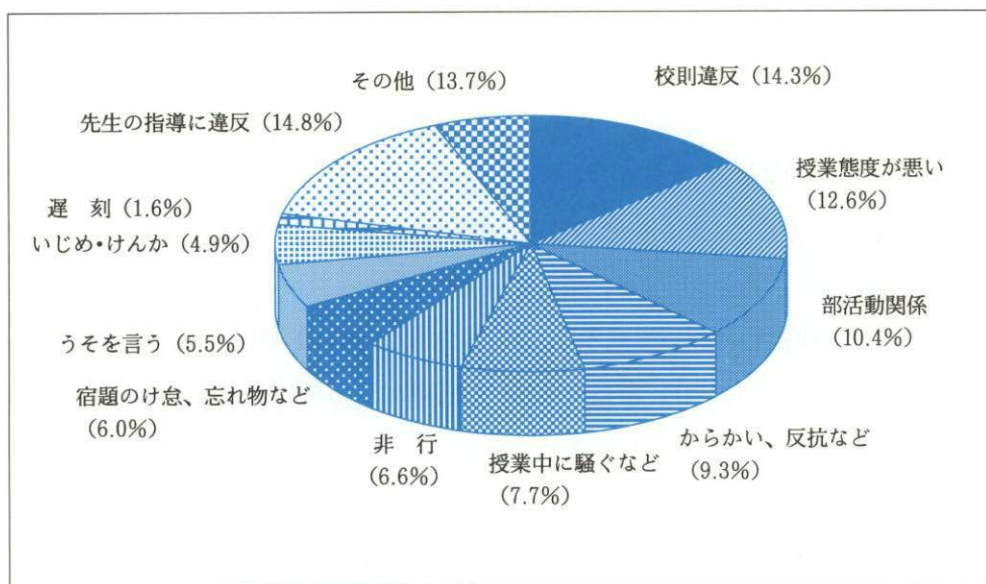
なお、被害者の日頃の素行について見ると、素行に問題があるもの14.9%、素行に問題がないもの16.9%、不明が68.2%となっており、教員の感情的な指導により体罰が起こっている現状を強く認識する必要があります。



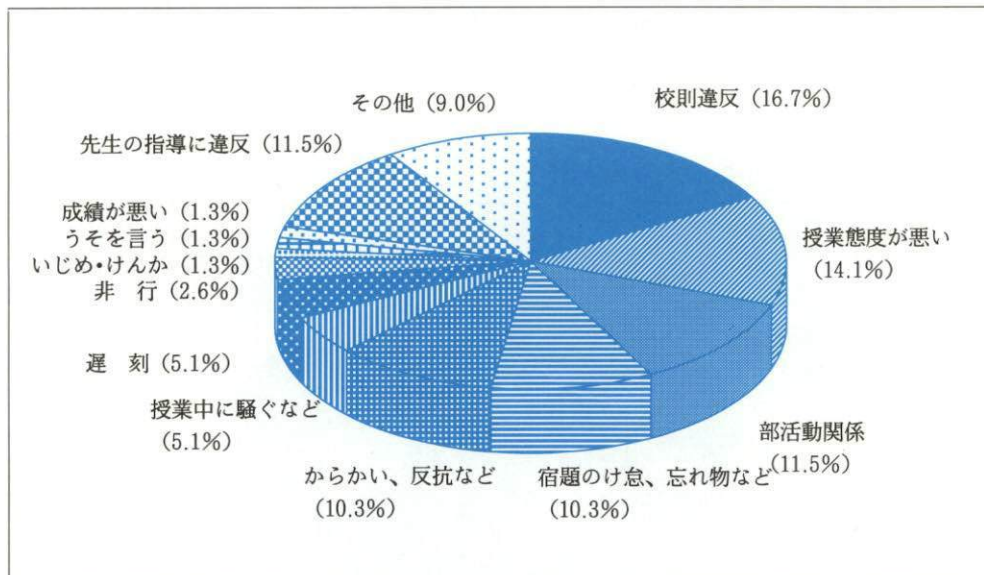
1) 小学校での「体罰」事件51件の内訳



2) 中学校での「体罰」事件182件の内訳



3) 高等学校での「体罰」事件78件の内訳



第2章 体罰が起きる原因と背景

Q4 体罰はなぜ起きるのでしょうか。その背景等を教えてください。

1 根強く残る「愛の鞭」肯定論

- (1) 授業を妨害する生徒、服装・学校生活を乱す生徒は殴ってでも、きちんとさせるのが教師としての情熱で「愛の鞭」だ。
- (2) 先生は子どものためによかれと思って「愛の鞭」をふるってくださる場合もあるはずです。殴って怒ってくれた先生を私自身、いまだに一番懐かしく思っています。

教員の体罰禁止については、古く明治12年の「教育令」までさかのぼることができます。それにもかわらず体罰が跡を絶たない背景には、教員間にも社会や保護者の間にも、「愛の鞭」肯定論が根強く残っているからだと思います。

しかし、本当に「愛の鞭」論は正しいのでしょうか。「愛の鞭」論を考えると、大人の側で勝手に考えるのではなく、体罰を受ける子どもがどう受けとめるかが重要なポイントです。子どもは決して「愛の鞭」とは受けとめていないはずで

2 学校や教員に対する地域や保護者の過度の期待

- (1) 最近、学校が乱れていませんか？授業を妨害する生徒がいるとも聞いています。そんな生徒は殴ってもいいからもっと強く指導してください。
- (2) うちの子はまったく勉強をしません。もっと宿題をたくさん出して厳しく指導してください。怠けたら殴ってもらってもかまいません。
- (3) 前の部顧問の先生は厳しく指導して良い成績をあげられました。先生の指導は甘くはありませんか？もっと厳しく指導してください。我々も全力で応援します。

学校が地域や家庭との連携を強め、教員が地域の人々や保護者の声に耳を傾けるのは望ましいことです。ただし、結果を出すことに対して期待が強くなり過ぎると、教員を精神的に追い込むことがあります。時に体罰の誘因になることがあります。

3 教員間の不十分な協力体制

- (1) 生徒の服装があんなに乱れているのにあのクラスの担任は何も指導していない。一体何をしているのだ。担任が甘いから、子どもが付け上がるのだ。
- (2) あの担任は、ちょっとしたことですぐに子どもを叱る。スカートの長さや靴下の色のことでまで細かく文句を言っている。とても一緒には指導できない。

教員間の協力体制が不十分だと効果的な指導ができないばかりか、お互いにストレスがたまり、その「あせり」から体罰を起さないとまかぎりません。教員どうしが、十分に話し合い、協力し合うことが大切です。

Q 5 体罰を加える教員の心理について説明してください。

1 自分の指導法に対する過信

- (1) 生徒は教員の指導に当然従うべきものであり、反抗したり口答えするなどはもってのほかだ。また、規則は規則で、きちんと守らせなければならない。
- (2) 生活指導であれ、教科指導であれ、自分は長年生徒のために、体を張ってやってきたのだ。自分がやらなければ、学校がだめになってしまう。

教育熱心と言われる教員の中に、自分の指導法を過信するあまり、自分の考えを子どもに押しつけようとする人がいます。それで、子どもが反抗したり口答えするとついカッとなり体罰を加えてしまうことがあります。また、規則を守らせることは大切ですが、指導に当たっては教育的な配慮を失うことなく、柔軟な考えと子どもの目の高さからものを見る姿勢が必要です。さらに、指導上の問題があれば、自分一人で抱え込まないで、同僚と協力しながら解決することが大切です。

2 自分の指導法に対する自信のなさからくる「あせり」

- (1) 子どもの気持ちを理解しようと一生懸命努力しているのに、子どもはこちらの気持ちを理解せず、反抗したり無視したりする。いったいなぜだ？
- (2) 子どものために親身になって聞いてやっているのに、子どもが正直に話してくれない。どうすればいいのか？
- (3) こちらが一生懸命授業しようとしても、授業を聞いてくれない。これでは、指導力がないと思われてしまう。
- (4) 自分なりに一生懸命指導しているつもりなのに、前の部顧問の先生と指導方針や指導方法が違うと言って、言うことを聞いてくれない。これでは良い結果がでない。

教員が、教育的効果を早く上げようとあせるあまり、心のゆとりをなくし、つい逆上して体罰を加えてしまうことがあります。自分に対する周囲の評判を気にし過ぎる場合に起こりがちです。子どもとの信頼関係を大切にしながら、あせらず、じっくりと、あくまでも理性的に指導することが大切です。

子どもたちの理解に努め、子どもたちとの信頼関係を大切にしながら、教育目標に向かって努力する教員の真摯な姿が、本当に子どもたちの心に響く指導につながっていきます。

Q 6 生活指導の場において、体罰を加える教員の心理について具体的に説明してください。

朝から遅刻であいさつもできない。人の迷惑を顧みず、自分勝手な行動をとる。髪を染め変型ズボンをはく。教科書やノートは持ってこないが、漫画やタバコは持ってくる。

「何度言ったら分かる。なぜきまりが守れない。何だその態度は。」……バシッ。

教員の叱責、体罰の音が聞こえてきます。

1 体罰が起きやすい学校の雰囲気、教員の認識

- (1) 「こらっ！」の一喝で、子どもを黙らせることができるのは指導力のある立派な先生。できないのは未熟な先生。
- (2) 教員の言うことを何でも聞くおとなしい子どもだけがよい子ども。反抗的な態度をとるのは悪い子ども。
- (3) “きまり”は“きまり”。きまりを破るのはもっての外。校則は絶対守らなければならない。
- (4) 言って聞かせても分からない者には体罰を加えても仕方がない。他の者への見せしめにもなる。

こんな認識が大勢を占めている学校は、体罰が起きやすいと言えます。

2 体罰を加える教員の心理

教員は、子どもたち一人一人に「よりよくあってほしい」と願い、将来を見通した指導を心がけています。特に、生活指導に関しては、社会の一員として生活する上で重要であるという認識から、子どもの行動一つ一つが気になります。

問題行動があらわれると、早くなくしたいと一生懸命になりますが、表面的な理解だけしかできていないと、子どもの気持ちからますます離れていきます。

こういうとき、教員としての権威や自尊心を傷つけられるような子どもの態度に触れ、自分の感情をコントロールできなくなり、衝動的に体罰を加えることが多いようです。

- ・「子どものための体罰」と言うけれど……本当は誰のための体罰だったのか。欲求不満のはけ口、教員としての威厳を保つなど、「教員自身のための体罰」ではなかったらどうか。
- ・「子どもの問題行動」と言うけれど……本当は誰にとっての問題行動だったのか。子どもの成長における問題行動ではなく、教員にとってのやっかいな問題行動ではなかったらどうか。問題行動を、援助を求めているサインとしてどれだけとらえられていたらどうか。

3 体罰を起こさないために

教員がまず、自分自身の内面を見つめる（今の自分の思いを確かめる）ことから始めてみましょう。子ども一人一人のよさが見え、子どもの心からの声が聞こえ始めてくることでしょう。

Q7 学習指導の場において、体罰を加える教員の心理について具体的に説明してください。

「また宿題をわすれたのか。何回言ったらわかるんだ!」「なに?教科書を忘れた?何しに学校へ来ているんだ。お前のようなものは学校へ来るな!」「こらっ!授業中によそ見をするな!何だ、その反抗的な態度は。」……授業での教員の罵詈雑言や体罰の姿が目には浮かんできます。

1 体罰が起きやすい学校の雰囲気、教員の認識

- (1) 厳しい指導でテストの平均点を上げることができるのが立派な先生。平均点を上げられないのは未熟な先生。
- (2) 他のクラスには負けるな。他の学校にも負けるな。
- (3) 子どもの成績を上げるためには、多少の体罰はやむを得ない。子どもが納得していれば体罰もスキンシップの一種で必要だ。

こんな認識が大勢を占めている学校は、体罰が起きやすいと言えます。

2 体罰を加える教員の心理

学習成績が向上するのは子ども自身にとって大きな喜びであるとともに教員や親の喜びでもあります。ただ、学習成績を上げることだけに教員の目が向けられ、クラスどうしの競争が激しくなると、教員の気持ちに「ゆとり」がなくなり、「あせり」が生じてきます。その結果、次のような場合、つい感情的になり体罰を加えてしまうこととなります。

- (1) いくら努力しても、担当しているクラスの成績が思うように上がらない。
- (2) クラス全体の学習態度に落ち着きがなく、授業中に私語が絶えない。
- (3) 授業をかき乱す子どもがおり、注意をしても私語をやめなかったり、反抗的な態度をとったりして、なかなか言うことを聞いてくれない。

「こんなに一生懸命、努力しているのに」という気持ちの中に、自分の指導法への過信はありますか? 子どものためというけれど、自分自身が高く評価されたいという気持ちはありますか?

3 体罰を起こさないために

- (1) 早い教育効果を考えず、あせらずじっくりと、子どもたちとの信頼関係を築いていきましょう。
- (2) 教員どうしが「競争し合う」のではなく、「協力し合う」雰囲気を作りましょう。
- (3) 自分の指導法を過信せず、謙虚に研鑽を続けましょう。

Q 8 部活動指導の場において、体罰を加える教員の心理について具体的に説明してください。

「あれほど同じ練習を繰り返したのになぜできないのか。」とか「大事なときにいつもミスをするのはなぜなんだ。」とか失敗をしたときに、指導者はそのミスを責めたり、暴力に訴えたりすることがありませんか。

また、ズル休みや遅刻をしたとき、練習後の跡片付けをしなかったとき、あるいはキャプテン（リーダー）の言うことをきかなかったときや、自分の指導に逆らう言動をとったときに怒ったりたたいたりすることがありませんか。

1 体罰が起きやすい部活動の雰囲気と顧問の認識

(1) 競技性・専門性を重視する場合

共通の目標を持って活動していることが多い部活動では、より高い競技性や専門性を求められることが多く、指導者は部員に対してより高いレベルの要求をすることになり、あせりの気持ちからつい体罰が起きることがあるのではないのでしょうか。

(2) 人間関係を重視する場合

チームワークや望ましい人間関係の育成を目指すことも、部活動の指導目的としては大切なことで、その趣旨に反するとき体罰が起きることもあるのではないのでしょうか。

(3) 指導者が非常に高いプライドを持っている場合

自分の能力や指導力に自信を持っている指導者が、その指導に逆らう言動を部員がとったときに、ついカーッと体罰を加えることがあるのではないのでしょうか。

2 体罰を加える教員の心理

たしかに「勝ちたい」とか「いい発表をしたい」などの気持ちは、子どもたちにしろ指導者にしろ持たないわけがありません。その気持ちがあるから苦しい練習にも取り組めるのだと思います。

そして、そういった気持ちが背景となり、出来ないもどかしさからかミスをすると「自分の言ったことを守らないからだ。」とか「練習が足りないからだ。」と言って体罰を加えてしまうことがあるのです。

また、部活動のなかで人間関係を重視している指導者は、結果を急ぐあまり子どもたちに「自己中心的な行動や態度は許せない」と理由をつけて体罰を加えてしまうことがあります。

さらに、指導者のプライドを傷つけられたとき、自分を否定された気持ちになって体罰を加えてしまうことがあります。

教員は、本当に教育者としての信念に基づいて指導をしているのでしょうか？

ひょっとしたら、勝負のみにこだわって、自己満足のためや自分の指導者としての実績をあげてを優先させていることがありませんか。

3 体罰を起こさないために

部活動指導者は、子どもたちの大きな夢と希望を実現させる支援者となるために、その指導力を常に謙虚な姿勢で研鑽するとともに、子どもたちとの強い人間関係を作り上げる努力をして、誇りを持って部活動指導に取り組んでほしいものです。

第3章 体罰のない学校づくりのために

Q9 体罰のない学校をつくるために、一人一人の教職員に求められることは何ですか。

1、子どもとの信頼関係を築きましょう。

子どもたちは、様々な失敗やつまずきを体験しながらも絶えず成長し続ける存在です。また、表面的には明るく快活に振る舞っていても、心の内面では悩みや苦しみ、不安等の葛藤に耐えながら生活している子どももいます。そして、それが学校生活における不適応行動の原因となっている場合も少なくありません。

教職員は、子どもたちとの日々のふれあいの中で、このような心の内面を受容的な態度で共感的に受け止めることが大切です。とりわけ、問題行動の指導に当たっては、結果や現象面だけで判断するのではなく、本人を取り巻く環境や人間関係、家庭生活や学校生活の状況などにも目を向け、その行動に至る原因と背景を的確に見極めて適切な指導を行うことが大切です。

体罰によらない指導は、愛情と信頼に基づく教職員と子どもとの人間関係の上に成り立つものです。教職員は、子ども一人一人の考え方や個性の違い、願い等を尊重し、「見守る」「支える」「認める」「励ます」という立場に立って、日々子どもとの心のふれあいを積み重ね、よりよい信頼関係を築いていくことが望まれます。

2、教職員一人一人が人権意識を高めましょう。

学校教育の場から体罰を根絶するためには、教職員一人一人が人権意識を高め、人権尊重の精神を基底に据えた教育観を確立することが大切です。

そのため、教職員一人一人が、体罰は子どもたちの人権を侵害する絶対に許されない行為であり、教育の放棄を意味することへの認識と自覚を深める必要があります。そして、何よりも先ず教職員自身が子どもたちの基本的人権を尊重することが大切です。さらに、いじめや暴力、差別等の人権侵害から子どもたちを守らなければなりません。

人権尊重の教育を進めるには、すべての教職員が、子どもたちの人権を侵す体罰や侮蔑的な言葉、不公平な扱い等をなくすことは勿論、差別や人権侵害を的確に見抜くことのできる鋭い人権感覚や人権意識を身につけることが必要です。そして、日々の教育実践を人権尊重の視点に立って点検し、どの子どもに対しても公正公平に接し、一人一人の良さや違いを認め尊重するとともに、とりわけ悩みや不安、様々な困難を抱える子どもを大切にしたい教育実践への努力を積み重ね

ることが重要です。

このような取り組みを進めることによって、教職員と子どもたちとの信頼関係が深まり、すべての子どもが自信を持って、個性を發揮しながら自己実現を図っていくことができるようになります。

◇ 人権尊重の視点から、次の項目について自分の教育実践を点検してみましょう。

- ① 子どもに対して「教師・指導者である」という思い上がりや思い込みはないか？
- ② 子ども一人一人の実態や願いを無視した、独りよがりの指導になっていないか？
- ③ 教職員自身に言行不一致の言動や子どもの心を傷つける心ない言動はないか？
- ④ 画一的で押し付け的な指導によって、子どもの主体性や意欲の芽を摘んでいることはないか？
- ⑤ 感情的になって冷静さを欠いた指導に陥ったり、先入観や憶測等で子どもの指導に当たっていることはないか？
- ⑥ 自分自身の指導の未熟さに目を向けず、子どもを威圧したり腕力等に頼って指導していることはないか？
- ⑦ 他の教職員の体罰を傍観したり見過ごしていることはないか？

3、子どもが楽しく学ぶための指導力の向上に努めましょう。

子どもたちは、「楽しく学びたい」「授業が分かりたい」という思いを持って学校へ来ています。しかし、現実には様々な理由によって、学習に困難を感じたりつまずいたりしている子どもも少なくありません。

教師は、その原因と背景を正しく捉え、子どもたちが自主的、意欲的に学習に取り組むことができるよう指導や支援の在り方を創意工夫することが大切です。

自分の指導力不足や指導の未熟さを柵に上げ、学習規律の乱れや成績の伸び悩み、生活態度等の問題を子どもだけの責任として押し付け、感情的になって短絡的に体罰で臨むことは逆効果でしかありません。何よりも、「分かる授業」への改善と指導力の向上に努めることが必要です。

教師は、自らの指導の在り方について厳しく点検し、子どもの発達段階と実態に即したきめ細かな指導や支援に努め、子どもが意欲的に学ぶ学習活動の充実に向けて指導力の向上に努めることが望まれます。

Q10 体罰のない学校をつくるために、校内の指導体制をどのように整備充実していけばよいのですか。

1、人権尊重の教育の推進と校内研修の充実に努めましょう。

体罰のない学校をつくるためには、すべての教職員が体罰否定の指導観に立ち、「人権尊重の精神を貫く教育」の推進に向けて共通理解と協力体制を確立することが大切です。そのためには、人権尊重の教育の具現化に向けて重点目標の設定や学校経営案、学級経営案の作成を創意工夫する必要があります。

経営案の作成に当たっては、「人権尊重の教育」をどのように進めるか、具体的な方針や指導計画等を明確にすることが大切です。そして、学校におけるすべての教育活動を通して組織的・計画的に進めなければなりません。

そのため、「すべての子どもたちの人権を守り、一切の人権侵害や差別をしない・許さない子どもの育成」をめざす教育を学校教育の基底に据えて、全教職員で人権尊重の精神を貫く教育活動の積極的な推進に努めることが大切です。

また、各学校において、「人権尊重の教育」を推進していくための教職員研修を年間計画の中に明確化し、主体的な研修の推進と充実を図ることが重要です。

2、開かれた学校づくりと一貫した指導体制の確立に努めましょう。

体罰の根絶を図るためには、すべての教職員が「体罰をしない、させない、許さない」という共通理解を図り、一貫した指導体制を確立することが不可欠です。

感情的に体罰に走りがちな教職員、他の教職員の体罰を黙認したり見て見ぬふりをする教職員、教育効果を上げるためなら少しぐらいの体罰は容認されると考える教職員などがいたのでは、学校から体罰をなくすことはできません。

体罰のない学校づくりのためには、個々の教職員が心を開いて自己の教育実践の悩みや不安等を自由に話し合える雰囲気づくりに努めることが大切です。そのため、日頃から学習指導や生徒指導に関して教職員間や学級及び学年間の情報交換を密にしたり、子どもたちの願いや思いを共感的に受け止めることにより、開かれた学級や学校づくりに努める必要があります。

また、問題行動のある子どもに対しても、担任や生徒指導主任等の一部の教職員だけに任せきりにしたり責任を押し付けたりするのではなく、すべての教職員が同じ指導方針と共通理解に基づく取り組みを継続的に進めることが大切です。

3、家庭や地域社会との連携を深めましょう。

保護者の一部には、教職員に対して体罰をもいとわない厳しい指導を求める人もいます。このような声を教職員が安易に受け止めて短絡的に体罰を加え、子どもたちの人権を侵害することがあってはなりません。

学校は、保護者や地域住民に対して、教職員と子どもたちとの信頼関係に基づく「体罰を許さない教育」について、その教育的意義や重要性を啓発し、理解を得ながら人権尊重の教育を学校、家庭、地域社会が一体となって進めていくことが大切です。

そして、「地域社会に開かれた学校」として、家庭、地域社会と積極的に連携を深めるための様々な活動に取り組み、それぞれの教育力を発揮しながら子どもの健全な育成に努めていくことが望まれます。



〈参 考 文 献〉

- | | |
|----------------------------------|------|
| ☆下村哲夫『Q&A生徒指導の法律知識』（文教書院） | 平成元年 |
| ☆下村哲夫『「事件」の中の教師たち』（教育開発研究所） | 平成3年 |
| ☆小林剛『「いじめ・体罰」がなぜ起きるか』（明治図書） | 平成5年 |
| ☆菱村幸彦・下村哲夫『教育の眼・法律の眼Ⅱ』（教育開発研究所） | 平成6年 |
| ☆真柄二郎他『“教師の善意”が子どもをダメにする時』（明治図書） | 平成7年 |
| ☆全国人権擁護委員連合会『子どもの人権』 | 平成元年 |
| ☆法務省人権擁護局『体罰をなくそう』[第3版] | 平成6年 |
| ☆燕市教育委員会『体罰防止に関する手引』 | 平成2年 |
| ☆柏市教育委員会『体罰をなくそう』 | 平成3年 |
| ☆鹿児島市教育委員会『体罰防止に関する手引き』 | 平成4年 |
| ☆茨木市教育委員会『体罰をなくすために』 | 平成5年 |
| ☆東京都豊島区教育委員会『体罰防止に関する手引き』 | 平成7年 |
| ☆東久留米市教育委員会『体罰やいじめをなくす人権尊重教育の推進』 | 平成7年 |

体罰と子どもの人権

—体罰をなくそう—

平成9年3月

島根県教育委員会

〒690 島根県松江市殿町1番地

☎(0852)22-5411

